



市 章

# 大津市公報

平 成 30 年 6 月 29 日  
号 外 ( 第 43 号 )

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 規 則

51 大津市公募提案型地方卸売市場開設者選定委員会規則.....	1
52 大津市都市公園等施設整備・運営事業審査委員会規則.....	2
53 大津市市民提案による地域福祉推進事業選定委員会規則を廃止する規則.....	2
54 大津びわこ競輪場跡地公募提案型貸付事業者選定委員会規則を廃止する規則.....	2
55 大津市緑の基本計画審議会規則を廃止する規則.....	3

## 規 則

大津市公募提案型地方卸売市場開設者選定委員会規則を公布する。  
平成30年 6 月29日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第51号

大津市公募提案型地方卸売市場開設者選定委員会規則

( 趣 旨 )

**第 1 条** この規則は、大津市附属機関設置条例（平成24年条例第49号。以下「条例」という。）第 4 条の規定に基づき、大津市公募提案型地方卸売市場開設者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

( 所掌事務 )

**第 2 条** 委員会は、市長の諮問に応じ、公募提案方式により大津市公設地方卸売市場の施設の譲渡を受けて地方卸売市場を開設する民間事業者を選定するために必要な事項を審査するとともに、その選定手続に関し必要な事項を調査審議し、その結果を答申する。

( 委員の数等 )

**第 3 条** 条例第 3 条の規定に基づき委嘱し、又は任命する委員の数は、次の各号に掲げる条例別表委員の構成欄に規定する委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

学識経験を有する者 6 人以内

市職員 2 人

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から市長に答申を行う日までとする。

( 委員長及び副委員長 )

**第 4 条** 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

( 会議 )

**第 5 条** 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 関係者の出席 )

**第 6 条** 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

( 庶務 )

**第 7 条** 委員会の庶務は、産業観光部公設地方卸売市場管理課において処理する。

( その他 )

**第 8 条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市都市公園等施設整備・運営事業審査委員会規則を公布する。

平成30年6月29日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第52号**

大津市都市公園等施設整備・運営事業審査委員会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号)第4条の規定に基づき、大津市都市公園等施設整備・運営事業審査委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、市長の諮問に応じ、民間事業者からの提案を受けて実施する都市公園等の施設整備・運営事業(以下「施設整備・運営事業」という。)に関する次に掲げる事項を審査し、又は調査審議し、その結果を答申する。

都市公園等の施設を整備し、これを運営する民間事業者の選定に関すること。

前号の民間事業者の選定の手続に関すること。

その他施設整備・運営事業の実施に関し市長が必要と認めること。

(委員の任期)

**第3条** 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

**第4条** 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

**第6条** 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、未来まちづくり部公園緑地課において処理する。

(その他)

**第8条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市市民提案による地域福祉推進事業選定委員会規則を廃止する規則を公布する。

平成30年6月29日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第53号**

大津市市民提案による地域福祉推進事業選定委員会規則を廃止する規則

大津市市民提案による地域福祉推進事業選定委員会規則(平成24年規則第129号)は、廃止する。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津びわこ競輪場跡地公募提案型貸付事業者選定委員会規則を廃止する規則を公布する。

平成30年6月29日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第54号**

大津びわこ競輪場跡地公募提案型貸付事業者選定委員会規則を廃止する規則

大津びわこ競輪場跡地公募提案型貸付事業者選定委員会規則(平成28年規則第102号)は、廃止する。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市緑の基本計画審議会規則を廃止する規則を公布する。

平成30年6月29日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第55号**

大津市緑の基本計画審議会規則を廃止する規則

大津市緑の基本計画審議会規則(平成28年規則第49号)は、廃止する。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。